

専門職大学院認証評価事業に関する  
自己点検・評価報告書

令和6(2024)年9月30日

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

## 目 次

はじめに	1
1. 評価基準について	3
2. 評価方法について	6
3. 認証評価の実施状況について	9
4. 組織及び運営の状況について	11

### 【参考資料】

- (1) 自己点検・評価委員会規程及び委員名簿
- (2) 定款（抜粋）
- (3) 評議員及び理事・監事・顧問名簿（令和6年4月1日現在）
- (4) 認証評価を担当する組織と体制（令和6年4月1日現在）
- (5) 認証評価の実施状況
- (6) 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関わる手続規則
- (7) 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程
- (8) 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価委員会規程
- (9) 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程
- (10) 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程申し立て審査委員会規程
- (11) 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会細則

## はじめに

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下、本協会と記す）は、昭和 63（1988）年 3 月に創設以来、我が国における臨床心理学的諸実践の進歩と正当な社会的適用に資するために、臨床心理士の資格認定、資格更新制度の運用を含めた国内における心理臨床活動の充実と向上のための事業とともに、臨床心理士を養成するための大学院教育の充実、発展に寄与すべく事業を展開している。平成 21（2009）年 9 月から、本協会は、臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として、学校教育法第 110 条の規定に基づく文部科学大臣の認証を受け、専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多彩な発展に資することを目的とした認証評価事業を実施している。

本協会が担う認証評価の対象は、「臨床心理分野の業務に従事するために必要な、臨床心理学に関する高度な知識と能力を有する高度専門職業人の養成を目的とする専門職大学院」であり、学位の名称は「臨床心理修士（専門職）」である。臨床心理に関する高度専門職業人養成課程においては、2 年間で学生が学士課程もしくは社会人経験で培った知識や多様な体験知を、将来の専門的な活動においてより高度な水準で活かせるように、効果的な学習を効率的に促進できる教育体制の構築と運営が必須である。さらに、その養成課程は、臨床心理士資格取得後の 5 年ごとの資格更新に耐えうる継続的な技能の発展を見越した基盤形成が意図されなければならない。こうした専門職大学院に求められる心理臨床実践特有の汎用的専門技能の発展的養成を支えるために、本認証評価に当たっては、将来の充実、発展を見据えて、各大学院が抱える固有の事情や困難をそれぞれの工夫によって創造的に克服する努力をしていることについても適切に配慮している。

本協会の認証評価を受ける専門職大学院は、開設後 5 年以内に初回の評価を受け、以降は 5 年以内ごとに次の評価を受けることが定められている。本協会は、創設より 36 年に渡り、令和 6（2024）年 4 月時点で 156 校を数える臨床心理士養成のための指定大学院の指定及び指定継続審査、実地視察を実施してきた実績を活かし、本認証評価において、各臨床心理分野専門職大学院の教育が備えるべき基本的な専門性及び発展可能性を考慮した評価基準とその評価方法の策定を図ってきた。評価対象大学院には申請期限前に、認証評価のスケジュール、評価基準、手続規則等についての説明会を開催し、認証評価基準の透明化及びその成果の公開による認証評価事業の逐次改善に努めている。また、認証評価作業を進めるに当たっては、評価対象大学院の自己点検評価報告書等の書類審査、ヒアリング、訪問調査等を踏まえ、本協会の定めた評価基準に基づき、教育活動等の状況を分析し、その結果が各基準を満たしているかどうかの判断を約 1 年間の厳密かつ慎重な手続きをもって行っている。評価対象となる 5 年間の実績及び施設、制度の運用状況は、当該大学院の置かれている諸事情や社会状況に応じて改善や対応が随時講じられ

ていることから、ある時点での達成度を一律の基準に照らして判断するのではなく、厳格さを保持しつつ、当該大学院で審査期間中に進行中の制度改善計画や自己点検評価に基づいた改善方針を聴取しながらの双方向的な評価手続きを執っている。これにより、当該大学院の将来的な発展につながる認証評価が可能になると考えている。

今回の自己点検・評価も、本協会が平成 31（2019）年 3 月に定めた自己点検・評価委員会規程第 5 条に基づき、6 名の委員によって構成された自己点検・評価委員会において、平成 31（2019）年 4 月から令和 6（2024）年 3 月までの本協会が行った認証評価事業を対象として実施された。

今回の自己点検・評価にあたっては、近年の少子化による大学院進学者母数の減衰、公認心理師養成カリキュラムとの併存、大学内の活性化施策の進行、デジタル化の進展、働き方改革、及び令和 2（2020）年から数年に渡る新型コロナウイルス感染症の流行といった臨床心理分野専門職を養成する大学院を取り巻く教育環境の変化を考慮しておく必要があった。同時に、認証評価の対象となる専門職大学院 5 校のみならず、156 校の臨床心理士養成のための指定大学院もまた、それらの環境及び社会の変化への対応を求められ、やむなく新たな取り組みを始めざるをえない状況にあったことから、本協会による認証評価事業において確かな基準を明示し、適正な評価を行うことを通して、指定大学院を含む臨床心理分野専門職養成の質の維持向上を図れることの意義は大きい。

そのため、今回の自己点検・評価においては、前回の自己点検・評価時に明らかとなった課題の改善に加え、各種省令及び関連法規の変更に適正に対応しつつ、ポストコロナ社会のあり方や大学教育の変革を見通しながら、直面する環境変化の中で得られたノウハウや成果をシステムティックに取り込むことによって、新たな時代を見据えた認証評価の改善・充実につなげる対応が実施されている状況を確認した。その例として、オンラインを活用することによる認証評価手続きと受審の負担の軽減や、臨床心理士資格認定にかかわる 15 年以上の実績を活かした時代の変化に即応するための評価基準改定への具体的着手が挙げられる。

こうして本協会は、認証評価事業の改善を不断に継続してきており、以上の経過を踏まえた現時点の本協会の認証評価事業は、臨床心理分野専門職教育の特質を十分に考慮した上で、新しい時代に合った方法を工夫することによって、より充実した質保証を担保しながら効率的な運用が可能な認証評価システムの再構築を試みている段階にあるととらえることもできる。

## 1. 評価基準について

### (1) 評価の目的

本協会が大学からの求めに応じて実施する認証評価においては、我が国の専門職大学院の教育活動の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多彩な発展に資することを目的として、本協会が定める専門職大学院評価基準（以下、評価基準）に基づき、次のことを実施する。

- ①専門職大学院の教育活動等の質を保証するため、専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- ②専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、専門職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を専門職大学院にフィードバックすること。
- ③専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、専門職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

### (2) 評価基準策定の考え方と構成

評価基準は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に規定される設置基準等を踏まえて、本協会が、評価対象の専門職大学院の教育活動に関し、専門職大学院として満たすことが必要と考える要件及び評価対象大学院の目的に照らして、教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

評価基準1（教育目的）及び評価基準2（教育課程）については、評価対象大学院が専門職大学院設置基準及び学校教育法に適合する範囲を遵守しつつ、各大学院固有の特徴を積極的に取り入れた教育目的を定め、目的達成のために整合性のある教育課程を策定していること、またその内容を適切に公表していることを重視している。

評価基準3（臨床心理実習）については、臨床心理分野専門職大学院の教育課程の中核を担うものとして、臨床心理専門職能の修得と多分野職域における現場実習を含む実習機会の確保、ケースカンファレンスやスーパーヴィジョンといった臨床心理分野の本質となる実習指導体制、臨床心理実習のための学内実習施設運営の適切性を重視している。

評価基準4及び5（学生の支援体制、成績評価及び修了認定）については、臨床心理分野専門職大学院に特徴的な学生自身の体験知が適切に活用されるために、学生の心理臨床体験の深化が、学生個人の権利・尊厳と心理的な安全性を確保した上で配慮されていること、それと併せて学生の学習到達目標の達成度に対する厳格で適正な評価システムの確立を重視している。

評価基準6～10（教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等、入学者選抜等、教員組織、管理運営等、施設、設備及び図書館等）については、上記評価基準5までの体制及び運営を適切に実施できる管理体制及び施設備品の整備を重視している。とくに、臨床心理分野専門職に固有な養成課題である、学生及び教員の個別主体的なオリエンテーションと実践的汎用性を涵養す

のための固有の工夫が、制度、施設及びその運用において守秘性と公正性を担保した形で実現されていることを評価する。なお、基準6-1に関しては、関係法令の一部改正等に伴い、「教育内容及び方法の改善措置」を「教育内容等の改善措置」に表記変更を行なっている。

### (3) 評価基準の概要

評価対象大学院の評価は、本協会が定めている「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱」に基づいて実施される。学校教育法第110条第2項に規定する大学評価基準に基づき策定された本協会の評価基準は、表1に示す通り、10項目（章）及び29の小項目、さらに小項目内の細目ごとに判定基準及び解釈指針が定められている。

評価基準の細目は、定められた内容が各専門職大学院において遺漏なく満たされていることが求められるレベル1と、学生や教員が教育課程上の成果を上げるための環境整備の充実またその努力の実際が求められるレベル2に分けて設定している。レベル1の評価基準細目は、評価対象大学院が臨床心理分野専門職大学院として設定された教育目的に沿った教育内容及び臨床心理実習が学生に適切に提供できる体制が準備されており、さらにその体制が適切に運用され得る設備環境及び組織管理体制が敷かれていることを求める必達事項である。レベル2の評価基準細目は、各大学院の組織のあり方及び教育システムの特性を考慮した上で、より優れた養成機関としての発展に寄与するよう、中長期的にその水準を満たすべく努力することが求められる基準として定められている。評価対象大学院が臨床心理分野専門職大学院として適格と認められるためには、レベル1の評価基準細目がすべて満たされていなければならない。レベル2の評価基準細目は、各大学機関の全体的な運営方針や社会的状況への対応が必要であり、努力課題として常に発展的に創意工夫することが求められる内容を含むことから、現時点では総括的評価として7割以上の達成を認証のための基準として設定している。

なお、認証評価事業発足から15年以上を経た現段階で、これまで得られた臨床心理分野専門職大学院固有の体制整備及び運用に関する知見と経験の蓄積を検証し、評価基準に関しては、活用実態に合わせた整合を図ること、また、新型コロナウイルス等社会状況の大きな変化等に対応するPDCAサイクルを機能させるために、認証評価制度及び運用の適正化を進める必要性が本協会においても認識されている。そこで、既に令和4年5月16日の第19回認証評価委員会において、認証評価事業の一層の充実強化のための評価基準等整備に係る検討が判定委員会に委託され、その後、判定委員会により協議された関係法令への適合と達成基準の明確化に対応した評価基準の改訂案が令和6年3月2日付で承認されている。また文部科学省より令和6年3月29日に公布された「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第11号）」に応じ、令和7年4月1日からの同省令施行に向けて、引き続き評価基準及びその解釈に関して積極的改善が進められ

ている段階にある。

表 1 認証評価基準の構成と概要

評価基準の項目（章）		各評価基準に対応する小項目	評価基準の細目数（注）	
			レベル1 該当	レベル2 該当
1	教育目的	1-1 教育目的	3	0
2	教育課程	2-1 教育内容	3	0
		2-2 授業を行う学生数	1	0
		2-3 授業の方法	1	0
		2-4 履修科目登録単位数の上限	1	0
3	臨床心理実習	3-1 学内実習施設	1	0
		3-2 学内臨床心理実習	1	0
		3-3 学外実習施設	1	0
		3-4 学外臨床心理実習	1	0
4	学生の支援体制	4-1 学習支援	3	1
		4-2 生活支援等	0	1
		4-3 障害のある学生に対する支援	0	1
		4-4 職業支援（キャリア支援）	0	1
5	成績評価及び修了認定	5-1 成績評価	2	0
		5-2 修了認定	1	0
6	教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等	6-1 教育内容等の改善措置	2	1
		6-2 教育課程の見直し等	1	0
7	入学者選抜等	7-1 入学者受入	4	1
		7-2 収容定員と在籍者数	1	1
8	教員組織	8-1 教員の資格と評価	2	0
		8-2 専任教員の担当授業科目の比率	1	0
		8-3 教員の教育研究環境	2	2
9	管理運営等	9-1 管理運営の独自性	3	0
		9-2 自己点検評価	3	1
		9-3 情報の公示	2	0
		9-4 情報の保管	1	0
10	施設、設備及び図書館等	10-1 施設の整備	1	0
		10-2 設備及び機器の整備	1	0
		10-3 図書館の整備	1	0

（注）評価基準小項目のうち、「レベル1」は必達の細目、「レベル2」は実現に努めるべき細目。

本協会の定めた必達の認定基準（レベル1）及び臨床心理分野専門職大学院の持続的発展を見越した目標基準（レベル2）は、審査期間中にも評価対象大学院に積極的に提示され、評価対象大学院と判定評価チームとの相互的なやりとりを通じた評価方法を採用している。このことにより、評価対象大学院は、教育の質を保証する必要最低限の認定基準（レベル1）を維持すると同時に、目標基準（レベル2）を意識化しながら、5年ごとの認証評価機会を、評価対象大学院の特性に応じた努力と工夫によって発展的に活用することができる。なお、本認証評価制度の発足以来、評価対象大学院においてレベル1の基準細目に関して基準に達していないものが少数ある場合、評価対象大学院が当該項目に関して短期間で改善することを確約し、その実現の可能性が高いと判断される場合に限り、認証評価委員会は認証評価を保留とすると定めていた。この認証評価の「保留」の扱いについては、令和2年4月1日から施行された学校教育法等の一部を改正する法律において、大学の教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことが義務化されたことに伴い、第19回認証評価委員会において、本制度を削除するための評価基準要綱Ⅲ及び認証評価に関わる手続規則の一部改正が令和4年5月16日付でなされている。（臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関わる手続規則）

#### （4）特記事項

- 本協会の認証評価では、評価基準細目を、必達基準（レベル1）とともに目標基準（レベル2）を設けて評価している。そのことにより、評価対象大学院が専門職大学院として基本となる基準を維持していることを認定するのみでなく、各大学院がその特色を活かし、社会状況その他に対応した発展的な改善を行うことに対して積極的な評価を示すことを可能にしている。
- 評価基準項目3「臨床心理実習」は、教育課程の中でも、学内実習施設及びその運営体制を含んで、臨床心理分野専門職養成の重要かつ中核をなすものであることから、単独の章立てをしている。この評価基準項目は、他の認証評価機関の評価にはない本協会独自のものである。
- 前回報告書において点検された通り、本事業の体制整備及び運用に関するこれまで15年以上の知見を活かした検証と、社会状況の変化に対応した適正化あるいは改善のための評価基準等の整備がすでに組織的に進められている。

## 2. 評価方法について

### （1）評価スケジュール及び評価手順の概要

認証評価は、以下の手続きに則って実施される（表2）。

#### ①認証評価申請及び評価実施スケジュールの決定

本協会から申請の案内を送付された評価対象の専門職大学院は、認証評価実施年度の前年に、認証評価スケジュール、評価基準、手続規則等の説明会を受け、認証評価申請書を提出す



る。評価対象大学院との協議及び合意に基づき、評価実施スケジュールを定める。

#### ②判定評価チーム委員の選任及び研修会の開催

認証評価委員会は、評価対象大学院を担当する判定評価チームを構成する判定委員及び有識者委員の候補者を理事会に推薦し、理事会がこれを選任する。判定委員会及び判定評価チーム委員決定後、委員全員に対して判定作業に関わる評価基準及び方法に関する研修会を行う。

#### ③自己点検評価報告書及び関連資料の提出

評価対象大学院は、所定の書式に沿った自己点検評価報告書を作成し、その根拠資料を含めた関連資料を、認証評価実施年度の6月末日までに提出する。

#### ④書類審査と事前確認事項一覧表の送付

判定評価チームの構成員は、提出された自己点検評価報告書及び関連資料の分析、検討を行い、評価基準（レベル1及びレベル2）に従って個別に評価する。各自の評価結果をチーム内で協議した上で、意見調整を行い、さらに評価のために確認や視察が必要な事項を取りまとめる。書類審査により取りまとめられた事前確認事項一覧表及び提出依頼資料一覧を、評価対象大学院に送付する。

#### ⑤事前確認事項一覧表への回答書の提出

評価対象大学院は、事前確認事項一覧表に記載された事項について補足説明や質問への回答を記載した事前確認事項回答書及び追加資料を、判定評価チームに提出する。

#### ⑥判定評価チームによる評価対象大学院へのヒアリング

自己点検評価報告書及び事前確認事項回答書等に基づき、判定評価チームが評価対象大学院へのヒアリングを実施する。ヒアリングでは、自己点検評価報告書で確認できる評価基準（レベル1及びレベル2）の達成度や課題の確認に加え、課題に対する認識及び課題解決のための努力の実績や過程についても注目し、建設的な意見を交換する機会にしている。

#### ⑦判定評価チームによる訪問調査

書類審査及びヒアリング終了後、判定評価チームによる訪問調査を行う。訪問調査では、判定評価チームが評価対象大学院を訪問し、学内実習施設及び関連する施設備品の管理運用状況を確認するとともに、主要な授業を直接見学し、学生インタビュー、大学関係者との面談を実施する。

#### ⑧認証評価報告書(判定評価チーム案)の作成

判定評価チームは、評価対象大学院から提出された自己点検評価報告書、関連資料、事前確認事項回答書、訪問調査の結果に基づき、認証評価報告書(判定評価チーム案)を作成する。認証評価報告書には、評価項目の10章それぞれについて、認証評価結果としての「適合している」、「適合していない」、を記載するとともに、その判定根拠を含め、評価基準に則した具

体的な分析内容を記述し、全体評価が総括される。さらに、長所として特記すべき事項、今後の改善が期待される事項、問題点として指摘すべき事項及び改善を勧告すべき事項を具体的に記述する。なお、判定評価チーム案は、原案作成後、評価対象大学院に記載内容に事実と異なる記載がないかどうかの照会が行われ、評価対象大学院は記載内容に事実との齟齬があった場合、30日以内に書面で修正が必要な箇所を指摘することができる。

#### ⑨ 認証評価報告書の決定

判定委員会は、認証評価報告書(判定評価チーム案)、評価対象大学院から提出されている自己点検評価報告書、及び関連資料を総括し、認証評価報告書(案)を確定する。この認証評価報告書(案)を基にして、判定委員会及び認証評価委員会の議を経て、本協会理事会において適合の判定及び認証評価報告書を決定する。認証評価報告書は、評価対象大学院へ通知するとともに、本協会ホームページにて公開される。

表2 専門職大学院認証評価のスケジュール

認証評価 実施前年度		認証評価申請及び評価実施スケジュールの決定 *申請大学院別に、本協会と評価対象大学院とで協議し、双方の合意に基づいて日程を定める
認証 評価 実施 年度	4月	認証評価委員会、理事会による判定評価チーム委員の選任
	5月	
	6月	・判定委員会及び判定評価チーム研修会実施 ・評価対象大学院による自己点検評価報告書及び関連書類の提出（提出締切6月末）
	7月	書類審査及びそれに基づいた事前確認事項一覧表の送付
	8月	
	9月	・判定評価チームによる評価対象大学院へのヒアリング ・判定評価チームによる訪問調査
	10月	
	11月	認証評価報告書（原案）の作成
	12月	評価対象大学院への認証評価報告書（原案）の送付及び訂正箇所の確認機会提供（受領後30日以内）
	1月	認証評価報告書（判定評価チーム案）の確定
	2月	・判定委員会、認証評価委員会、協会理事会による審議、承認 ・評価対象大学院への認証評価報告書の送付と異議申し立ての機会提供（受領後14日以内）
	3月	評価対象大学院への認証評価結果（報告書）の通知及び本協会HP等による公表

#### (2) 結果の記載方法

認証評価報告書は、10の評価項目ごとに章立てされ、各章で「①評価」、「②優れた点」、「③当該章全体の状況」、「④根拠理由」、「⑤改善が望ましい点」、「⑥要望事項」が記載される。「①評価」は、評価対象大学院が臨床心理分野専門職大学院として規定の基準を満たしているかどうかの判定が記載され、「②優れた点」は、そのうち評価対象大学院の取り組みとして特筆すべき優れた点を指摘するものである。「③当該章全体の状況」及び「④根拠理由」は、認証評価委員会が認証評価作業の過程で得られた事実に基づき、①及び②の判断を下した根拠を述べるものである。「⑤改善が望ましい点」は、現状において認証基準を満たしていないと判断された事項であり、指摘された事項に関して評価対象大学院は速やかに改善を実施し、以降の年次報告書へ

の記載が義務付けられる。「⑥要望事項」は、年次報告書での報告は義務付けられないが、臨床心理分野の専門職大学院としてより一層のレベルアップを目指しての努力目標として提示される。

認証評価の結果、協会の定める評価基準に適合していると認められた場合に、評価対象大学院に適格認定が与えられる。一方、認証評価の結果、評価基準への適合が著しく損なわれており、今後の改善が見込めないと判断された場合は、改善を勧告すべき事項として記載される（臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関する手続規則）。

### （3）特記事項

- 本協会の認証評価は、令和2（2020）年4月からの義務化に先立って、法科大学院をモデルとした適格認定を事業発足時より実施している。評価対象大学院数が5校と少数であることから、1校ごとに判定評価チームを組織し、個別に綿密な調査と認証作業が可能であり、認証評価の質を担保しつつ、効率的な評価方法の策定が進められている。とりわけ、当初は新型コロナウイルス感染症対応のためではあったが、資料に基づく説明・確認などに関してはオンラインでの会議を活用するなどの手続き上の効率化がなされ、評価対象大学院と判定評価チーム双方にとって時間的・経済的負担が軽減されることとなった。
- 評価対象大学院は、5年ごとの認証評価に向けた自己点検評価報告書作成及び最終年度1年間をかけた本協会の調査を通して、評価期間の次の年度に向けたカリキュラム改正や体制の改善措置を具体的に講ずることができる。本協会からは、認証評価時のみならず、年次報告書のやり取り等を通じて、各専門職大学院が採る継続的な改善措置を積極的に推奨している。

## 3. 認証評価の実施状況について

### （1）実施状況

本協会は、臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として、対象となる専門職大学院5校に対して、直近5年間で、令和元（2019）年度1校、令和2（2020）年度1校、令和3（2021）年度3校、のべ5回の認証評価を実施してきた。認証評価報告書作成に当たっては、評価対象大学院ごとに組織された判定評価チーム及び作業委員会が、前記の認証評価スケジュールに沿い、それぞれの過程ごとに5回以上の会議を持ち、審議の適切を期している。

その結果、すべての認証評価において、本協会が定めた臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程の評価基準に適合していると評価されている。これまでの認証評価において、本協会から「改善を勧告すべき事項」が記載されたことはない。「改善が望ましい点」については直近5年間で延べ8項目が記載されたが、その後、各大学院が本協会に提出するその後の年次報告書においてすべての項目に関して改善の措置が講じられていることが確認されている。5校の評価

対象大学院は、令和5（2023）年度までの期間において、設置に際して要請される認証基準を遵守し、各大学院の置かれた事情等に応じた適切な改善措置を随時実施していると言える。

また、令和5（2023）年度までの直近5年間における専門職大学院の入学者は、入学者定員の94.9%と高い水準を確保している。修了者における臨床心理士資格審査（試験）の合格率は約86%（受験者468名、内合格者404名）であり、前回自己点検評価時と同水準を維持している。これは、過去5年間の全国平均合格率約65%を上回っており、その特徴的な教育成果が認められる。さらには、これまでの専門職大学院修了資格取得者の資格更新率は約97%（更新対象者1,607名、内更新完了者1,557名）であることから、各専門職大学院の養成課程は、臨床心理分野専門職の輩出に着実な成果を上げている。

## （2）認証評価報告書提示以降の異議申し立て等の状況

評価対象大学院は、認証評価報告書受領後14日以内に協会に対して異議申し立てを行うことができる。申し立てが行われた場合は、認証評価委員会の下での申し立て審査委員会にて審査し、その審査結果を認証評価委員会へ報告する。ただし、これまで異議申し立ての実績はない。

## （3）認証評価事業の改善状況

本協会は、専門職大学院関係者、臨床心理分野関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、認証評価の評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムを構築している。その一つとして、本協会が指定している臨床心理士養成指定大学院及び臨床心理分野専門職大学院による日本臨床心理士養成大学院協議会と密に連携し、当該協議会の年次大会等を通して情報の共有、意見の交換を行っている。評価基準の改訂及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に専門職大学院関係者及び臨床心理分野関係者への意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、認証評価後の判定委員会の報告を受けて理事会で議論され、原則年1回以上開催される認証評価委員会で必要な事項を審議し決定する。これまでの認証評価の評価基準等の改訂は法令の一部改訂にあわせて5回行われており、改訂においては事前に専門職大学院関係者、及び関連職業団体関係者等に意見照会を行うとともに、その都度、相当の周知期間を置き、専門職大学院の自己点検作業が円滑に図られるよう配慮している。

## （4）新型コロナウイルス感染症に伴う対応状況

令和2（2020）年3月からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応については、文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う認証評価の運用について」（令和2年5月8日事務連絡）に基づいて、オンライン会議を併用し、対面による会議の最小化を図りながら丁寧かつ柔軟に対応されている。また、評価対象大学院に対しては、国の指針等を含む社会全体の状況を

考慮した上で、大学事務局と密に連絡を取ることで、コロナ禍における双方の状況についての情報交換が行われている。それを踏まえ、提出期限、スケジュール等各大学の状況に応じて可能な範囲で弾力的に対応し、適切な認証評価が実施されている。

なお、授業や施設・設備での見学、対面での面談等を含む訪問調査については、認証評価の実施に当たって重要なプロセスであることから、判定員及び大学関係者等の安心安全を十分に配慮し、確保した上で、対面にて実施されている。

#### (5) 特記事項

- 評価対象大学院 5 校への認証評価すべてが適合と評価されており、引き続き、臨床心理分野専門職大学院の認証評価及び各大学院の教育活動は、基準に即した適切な運用と改善が進められている。また、認証評価報告書への評価対象大学院からの申し立て実績はなく、公正な認証評価手続きが実施されている。

- すでに複数回の認証評価で「適合している」と判定された評価対象大学院に関しては、判定委員会の評価作業において前回の認証評価結果に照らしながら、必達基準（レベル 1）の達成が維持されていること、目標基準（レベル 2）の達成に向けて発展的な改善がなされていることを積極的に評価することで、大学機関ごとの創意工夫を促進している。「保留」の扱いを削除したことにより、より厳格な基準を提示することが可能となったのと同時に、認証評価受審を機に、評価対象大学院とのやりとりを通じて改善すべき点を明確化することによる実質的な質の向上を図ることができている。

また、この 5 年間の新型コロナウイルス感染症を含む社会状況の変化を踏まえた本協会の認証評価体制及び評価活動自体の改善に関しては、各大学を取り巻く状況の推移を見ながら検証と対応を柔軟に実施している段階にある。なお、本協会では、他事業にて 156 校の臨床心理士養成のための指定大学院の指定及び指定継続審査、実地視察の業務に関わり書類審査、視察等を行っている。それらの業務を通して評価員及び事務局に蓄積された経験を本事業にも活かし、その評価方法においても認証評価機関としての質保証の充実と PDCA サイクルが機能するシステムの適正化を進めている。

## 4. 組織及び運営の状況について

### (1) 組織運営体制

本協会は臨床心理分野専門職大学院認証評価を実施するに際して、その公正な評価方法を担保するために、「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程」を平成 20（2008）年 5 月 10 日に定め、この規程に基づき、認証評価委員会、判定委員会、及び申し立て審査委員会を組織している。

認証評価委員会は、本協会理事会において選任された専門職大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び臨床心理分野関係者、並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験者 10 名の委員をもって構成され、当該認証評価事業の基本的事項を審議する（臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価委員会規程）。

判定委員会は、理事会において選任された 15 名以内の判定委員により認証評価委員会の下に設置され、判定委員長により任命された幹事が庶務を担当し、評価対象大学院の審査及び認証評価報告書（案）の作成にあたる（臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程）。

また、判定委員会は、認証評価を申請する専門職大学院ごとに、判定評価チームを設置する。判定評価チームは定数を 6 名とし、評価対象大学院に所属もしくは利害関係を有する者を排した判定委員の他に委員外の有識者 2 名を含むことにより、多面的な評価を可能とするのと同時に、委員の利益相反による恣意的な評価操作を抑止している。さらに、判定評価チームの主査、副査及び判定委員幹事は作業委員会を組織し、審査及び認証評価報告書作成の作業を担当する（臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会細則）。

申し立て審査委員会は、評価対象大学院からの異議申し立てについて、その理由が、妥当なものか否かを審理し、審査結果を認証評価委員会に報告する（臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程申し立て審査委員会規程）。

令和元（2019）年度より、既存の組織体制に自己点検・評価委員会を追加設置し、組織運営体制の内部評価及び持続的な改善の提言による組織体制の整備を引き続き努めている。自己点検・評価委員会の報告書は理事会での審議・承認後、認証評価委員会等関係各所に周知され、前項までに示した通り、必要な改善のための組織的対応が講じられている。（自己点検・評価委員会規程）

認証評価事業の事務については、事務局の長の統括の下、認証評価担当の職員を置き、円滑に事業を進めている。

なお、本事業に関わる各種委員会の構成員及び事務局員は、認証評価事業の遂行により知り得た専門職大学院及びその関係者に関する秘密の情報について、守秘義務を負う。

## （2）認証評価の判定員に対する研修状況

本協会は、平成 8（1996）年から臨床心理士受験資格に関する指定大学院制度を導入し、令和 6（2024）年 4 月時点で 156 校を数える臨床心理士養成のための指定大学院の指定及び指定継続審査を実施している。この指定大学院は、厳正な審査のもとに 6 年間の指定を受け、その 3 年目に実地視察による中間評価を、指定期間が満了する 6 年目には指定継続審査を受けることになっている。毎年度の実地視察及び指定継続審査ではそれぞれ 20 名前後の担当委員が委嘱され、

経験のある審査委員と新任の審査委員とが協働して対象大学院の指定継続審査に関する書類審査や実地視察を行うことにより、評価にかかわる基本的な姿勢と技能の伝承を図っている。本協会は、それらの指定大学院審査に関わってきた20年余の経験と、大学院評価の意義と一連の手続きを理解し、適正な評価を行う力量を習得した人的資源（評価委員候補者）を有している。認証評価に関わる判定評価チーム及び作業委員会の委員は、外部委員として招集される2名の委員を除き、上記の臨床心理士養成のための指定大学院の指定継続審査に従事した経験を持ち、評価対象大学院との利益相反が考慮された臨床心理士養成大学院教員等によって構成されている。

そのうえで、認証評価実施年度の6月に定例の研修を行い、本認証評価事業の意義、評価員としての基本姿勢（コンプライアンス）、認証評価に関わる基準項目、評価方法、及び事務局において逐次更新された内部向け評価ガイドラインを確認、共有する機会を確保している。

認証評価を担当する事務局員については、これらの事業に関わることで研修としての実質的な機能を担保しており、また、人員体制の変更があった際も密な引継ぎや連携を行い、安定的な認証評価運営の支援に努めている。

### （3）財務状況

前回の自己点検評価・報告書を提出した、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までにおける収支の推移は表3のとおりである。

本協会の主な収入は、臨床心理士資格審査（試験）に係る審査料及び交付手数料、さらには5年ごとに実施される資格更新手数料であり、直近5年間の経常収益は、ほぼ一定の推移をみている。なお、経常費用については、事務所の移転や人員体制の拡充など法人計画による支出の他、コロナ禍での臨床心理士への研修機会提供のためのオンライン研修のシステム構築やコンテンツ作成等により一時的に収益を超過する年度があったが、安定した運営がなされている。今後も社会状況の変化に十分対応できる財務体制の強化に留意しつつ、引き続き健全な財務運営に努めていく。

認証評価の実施経費については、認証評価手数料収入を充てることを原則としている。当該収入を上回る場合は、他の事業の収益から補填し、認証評価事業費として計上されている。

表3 収益、費用、正味財産増減の推移

(単位：千円)

	年度	H31・R01 (2019)	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)
	対象校数	1校	1校	3校	0校	0校
①	認証評価手数料収入	3,240	3,300	9,900	0	0
②	その他の経常収益	261,865	246,875	243,539	245,494	257,277
③	経常収益計	265,105	250,175	253,439	245,494	257,277
④	認証評価事業費	6,863	2,364	8,013	30	625
⑤	その他の経常費用	284,425	236,582	241,458	280,650	287,958
⑥	経常費用計	291,288	238,946	249,471	280,680	288,583
⑦	正味財産増減	△ 26,109	11,229	3,968	△ 68,887	△ 31,306

(注) 認証評価事業費については、評価対象大学院の認証評価実施年度の前後に計上されている場合がある。

#### (4) 特記事項

● 判定員は、臨床心理士養成のための指定大学院の指定継続審査に従事した経験を持ち、さらに本認証評価事業のための研修を受けることで、適正な評価の実施を担保している。また、判定評価チームには臨床心理分野以外からの外部委員が加わることにより、多面的な評価を可能とするのと同時に、委員の利益相反による恣意的な評価操作を抑制している。